

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
可搬式歯科治療装置，離島医務室用	GM-T108063	
	作 成	令和 4年12月13日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 衛生部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品の可搬式歯科用ユニットについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z000009による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で，カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては，製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

c) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は，製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 製造承認等

製造承認等は、次による。

- a) “医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律”に基づき医療機器として製造（輸入）承認された製品とする。
- b) 医療機器として製造（輸入）承認を受ける必要がない製品の場合は、“医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則”に基づき医療機器製造（輸入）品目として許可を受けているもの又は医療機器製造（輸入）製品届書を提出しているものとする。

3.2 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.3 構成

構成は、調達品目表による。

3.4 性能等

性能等は、調達品目表による。

3.5 製品の表示

製品の表示は、次による。

- a) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、納入品の見やすい適当な箇所に、**GLT-CG-Z000001**の2.3及び**NDS Z 8011**による1種銘板を表示する。
なお、1種銘板の品名は、“可搬式歯科治療装置、離島医務室用”とする。
- b) 1種銘板の取得番号は、調達要領指定書によって指定する。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は、製造者が規定する仕様及び社内規格による標準附属品・標準予備品一式とする。

6.2 納入書類

6.2.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 取扱説明書（日本語版） 1部
- b) 附属品明細表¹⁾ 1部
- c) 納入品カタログ 1部

注¹⁾ 様式適宜とする。

6.2.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。ただし、過去に納入実績

があり、前回納入時と変更がない場合は、省略してよい。

表1－提出書類

名称	時期	数量	提出先
取扱説明書（日本語版）	納入時	各1部	陸上自衛隊補給統制本部衛生部
附属品明細表 ^{a)}			
納入品カタログ			
注^{a)} 様式適宜とする。			

6.3 搬入・調整

搬入及び調整は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、搬入後、速やかに組立て及び調整を行う。

6.4 IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.1.1による。

6.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達品目表

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 衛生部	
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 4年12月13日	
仕様書番号	GM-T108063			
1 調達品目				
品名	カタログ製品名 ^{a)}			
可搬式歯科用ユニット	日本アイ・エス・ケイ(株) かれんET 可搬式歯科用オプション追加型ユニット (株)モリタ東京製作所 ユーティリオII 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)			
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。				
2 構成				
名称	日本アイ・エス・ケイ(株)		(株)モリタ東京製作所	
	規格など	数量 ^{a)}	規格など	数量 ^{a)}
本体	かれんET 可搬式歯科用オプション追加型ユニット	1	ユーティリオII	1
歯科用ガス圧式ハンドピース	ストリームαコンパクト スタンダードヘッド CSAS-BPL (ライト付)	1	標準附属品(本体)	1
LEDカップリング	CII-BJLLED (LED付)	1	-	-
コントラアングルハンドピース, 5倍速	CA 1:5L (ライト付)	1	トルクテック CA-5IF-O	1
ストレート・ギアードアングルハンドピース, ストレート	PM 1:1 (ライト無)	1	標準附属品(本体)	1
コントラアングルハンドピース, 等速	CA 1:1L (ライト付)	1	標準附属品(本体)	1
超音波スクーラ	(株)ナカニシ バリオス2 VA 170 LUX (ライト付)	1	白水貿易(株) ニュートロンLED	1
注^{a)} 規定の数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。				

調達品目表（続き）

3 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) 本体は、次による。

- 1) エアーコンプレッサ及びバキュームモータが内蔵され、歯科の治療が可能でなければならない。
- 2) スリーウェイシリンジ，バキュームシリンジ，歯科用ガス圧式ハンドピース回路，歯科用電気回転駆動回路，水タンク及び汚水タンクを備える。
- 3) フットコントローラーによって，ハンドピース（バキュームハンドピース除く。）の操作が可能とする。
- 4) 電源は，AC100V，50Hz／60Hzとする。
- 5) 質量は，70kg以下とする。

b) 歯科用ガス圧式ハンドピースは，次による。

- 1) 内部注水方式とし，可変速に対応できるものとする。
- 2) LED光用ファイバなどをもつものとする。
- 3) LEDカップリングに接続可能とする。
- 4) 高圧蒸気滅菌が可能なものとする。

c) コントラアングルハンドピース，5倍速は，次による。

- 1) 内部注水方式コントラアングルハンドピースとする。
- 2) ギア比は，1：5とする。
- 3) LED光用ファイバなどをもつものとする。
- 4) 高圧蒸気滅菌が可能なものとする。

d) ストレート・ギアードアングルハンドピース，ストレートは，次による。

- 1) 内部注水方式ストレートハンドピースとする。
- 2) ギア比は，1：1とする。
- 3) 高圧蒸気滅菌が可能なものとする。

e) コントラアングルハンドピース，等速は，次による。

- 1) 内部注水方式コントラアングルハンドピースとする。
- 2) ギア比は，1：1とする。
- 3) LED光用ファイバなどをもつものとする。
- 4) 高圧蒸気滅菌が可能なものとする。

f) 超音波スケーラは，次による。

- 1) 内部注水方式のハンドピースを備え，超音波を利用して歯垢又は歯石の除去が可能とする。
- 2) 使用部位にあわせたチップの着脱が可能とする。
- 3) ハンドピースは，高圧蒸気滅菌が可能なものとする。